

被相続人居住用家屋等確認申請書

委任の場合も本来の申請者の氏名となります。  
※氏名は署名または記名押印による本人確認が必要です。

住所 東京都八王子市元本郷町 3-24-1

上部に捨て署名または捨て印を願います。

氏名 八王子 太郎

電話 〇〇-〇〇-〇〇〇

下記について確認願います。

内容等について確認の電話をすることがあります。

下記家屋及びその敷地等は、「相続の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又はされていたことがないこと」（租税特別措置法第35条第3項第1号イ）、「相続の開始当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の居住の用（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（※1）（以下「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める要件（※2）を満たす場合に限り。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（以下「対象従前居住の用」という。）を含む。）に供されていた家屋」（同条第5項柱書）及び「相続の開始の直前において被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該被相続人の居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該被相続人の居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと）に該当すること（※2）通知における老人ホーム等入所中要件と同じ。

所在地・建築年月日は、登記事項証明書等に合せて記入してください。

申請被相続人の敷地等（※3）の所在地 （敷地の所在地番）	八王子市元本郷町〇-〇〇-〇		
申請被相続人居住用家屋の建築年月	昭和46年 6月 15日		
被相続人の除票住民票に合せて記入してください。	(住所)	八王子市元本郷町〇-〇〇-〇 有料老人ホーム△△△	
	(氏名)	八王子 花子	申請者からみた続柄 母
相続開始日（被相続人の死亡日）	令和4年 12月 10日	譲渡日（※5）	令和6年 3月 5日
申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の取得をした他の相続人の氏名及び住所 ※書ききれない場合は別紙  換価分割の場合は <input checked="" type="checkbox"/> ⇒ <input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地等	(住所)	東京都八王子市元本郷町 3-24-1
	<input type="checkbox"/> 家屋 <input type="checkbox"/> 敷地等	(氏名)	八王子 次郎
相続人（※6）の数（申請者含む） ※該当する□に✓	<input checked="" type="checkbox"/> 2名以下 【特別控除額の上限額 3,000万円】	<input type="checkbox"/> 3名以上 【特別控除額の上限額 2,000万円】	引渡し日

他の相続人が複数いる場合は、複数行で記入。もしくは「別紙」等とし、別紙で示してください。  
※「換価分割」：代表相続人が一旦すべての所有権を取得し、その後、売却利益を他の相続人に分配した場合

(※3) 申請被相続人居住用家屋及びその敷地等は、被相続人から相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が取得したものに限る。  
(※4) 申請被相続人居住用家屋は、昭和56年5月31日以前に建築されたものに限る。  
(※5) 申請被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡は、相続開始日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間にしたものに限り。なお、本申請書を用いての申請は、令和6年1月1日以降に譲渡したものに限り。  
(※6) 相続又は遺贈により申請被相続人居住用家屋とその敷地等のいずれも取得した相続人に限り。

被相続人居住用家屋等確認書

線より下は記入不要です。

上記について確認しました。

※市区町村記入欄

確認年月日	年 月 日
確認を行った市区町村長	印